

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年8月24日（平成28年（行情）諮問第513号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第605号）

事件名：「島しょ防衛に係る柔軟抑止に関する研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「島しょ防衛に係る柔軟抑止に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書に係る研究を含む航空自衛隊の研究等に関する計画に係る文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年3月24日付け防官文第6079号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

不開示理由はにわかに首肯し難いので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書の保有について確認を行った結果、本件対象文書は作成していなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成28年3月24日付け防官文第6079号により行政文書不存在による不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年4月20日に作成されており、開示請求が

なされた時点においては、作成、保有していない。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、不開示理由はにわかには首肯し難いので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきであると主張して、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、開示請求がなされた時点においては、本件対象文書を作成していなかったことから原処分を行ったものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

なお、本件対象文書については、異議申立人より別途開示請求があり、すでに開示決定済みであることを申し添える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月24日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月17日   | 審議            |
| ④ 同年12月15日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「「島しょ防衛に係る柔軟抑止に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」(平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」)に綴られた文書の全て。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」であり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書について、平成28年4月20日に作成されており、開示請求がなされた時点(平成28年2月2日)においては、作成、保有していない旨説明しているため、その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書に該当するものは、航空自衛隊幹部学校が実施した本件対象文書に係る研究(以下「本件研究」という。)の研究成果報告に係る文書であるが、当該研究成果報告は、平成28年3月末まで同学校において実施されていた他の研究(以下「本件外研究」という。)の研究成果報告と一本化して行ったため、開示請求がなされた時点においては、作成、保有していないとのことであった。

また、諮問庁が、本件対象文書については、異議申立人より別途開示請求があり、既に開示決定済みであるとしていることについて、当審査

会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件異議申立人が別途行った本件外研究に係る文書の開示請求に対して、本件研究及び本件外研究の研究成果報告に係る文書（以下「報告書」という。）を特定し、開示決定を行ったとのことであった。

このため、諮問庁から報告書の提示を受けて確認したところ、報告書は、本件研究及び本件外研究を包括して報告するものとして、平成28年4月20日に作成されたものであり、本件開示請求時点で不存在であったことが認められた。

- (2) しかしながら、本件対象文書は、開示請求書記載の文言に照らし、本件研究の研究成果報告に係る文書に限定されるものではなく、また、本件研究に係る行政文書ファイルにつづられた文書に限定されているものでもないと解されるものであり、本件研究の実施を決定した際に作成された文書等も含まれるものと考えられたことから、他にそのような文書がないかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、再度の探索の結果、2件の行政文書が本件対象文書に該当することを確認したので、これらに係る開示決定等を行うこととする旨の回答があった。

諮問庁から上記2件の行政文書の提示を受けて確認したところ、これらの文書は、いずれも本件研究を含む航空自衛隊の研究等に関する計画に係る文書であり、本件対象文書に該当するものであることが認められた。

したがって、防衛省において、本件研究を含む航空自衛隊の研究等に関する計画に係る文書を保有していると認められるので、原処分を取り消した上、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件研究を含む航空自衛隊の研究等に関する計画に係る文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子